

「新しい生活様式」を踏まえた
スポーツ少年団活動ガイドライン
(令和3年8月12日時点)

1 基本方針

スポーツ少年団活動においては、団員等の安全・安心の確保を最優先し、

- ①密閉、密集、密接の3密を避ける。
- ②こまめに手洗いや消毒を行う。
- ③周囲の人との間隔をあける。
- ④スポーツ活動に支障のない範囲でマスクを着用する。
など「新しい生活様式」を踏まえた感染症対策を徹底する。

2 「新しい生活様式」を踏まえた具体策

- (1) 活動前に自宅や活動場所で必ず検温・健康観察を励行し、熱や息苦しさ、強いだるさなどの症状がある場合には、参加を見合わせる。また、体調不良の症状が見られる場合には、速やかに帰宅させること。
- (2) 一度に大人数が集って密集した活動になることを徹底して避けること。
- (3) スポ少活動の前後に、石けんによる手洗いやアルコール等による手指消毒を行い、必要に応じて、多くの団員が手を触れる箇所や用具等を消毒すること。
- (4) 団員、指導者、保護者等は、スポ少活動に支障のない範囲でマスクを着用すること。(運動・スポーツ時にはマスクを着用しなくてもよいが、その場合には感染防止に必要な身体的距離を確保すること。マスク着用時には、呼吸が激しくなるような運動・スポーツは避けること。)
- (5) 屋内の活動では、ドアを広く開け、こまめな換気を必ず行うこと。
- (6) 応援は、周囲の人との間隔を十分にあげ、鳴り物や大声での応援を控えること。
- (7) ふだんのスポ少活動は、より短時間で効果的な活動に積極的に取り組むこと。
- (8) 活動途中に集団でまとまって食事を摂らないこと。また、大人数、長時間の会食(母集団等における飲酒を伴う会食含む)は、当面の間控えること。
- (9) 練習等において、保護者や関係者が見学する場合も、十分な感染症対策を講じること。また、直近に県外との往来があった場合には、活動場所への立ち入りを控えてもらうこと。
- (10) 県外の大会等への参加は、真にやむを得ない場合を除き控えること。

・「真にやむを得ない場合」とは、日本スポーツ少年団及び中央競技団体等が主催する全国・東北大会とし、参加に当たっては、当該スポーツ少年団を所管する市町村教育委員会やスポーツ振興主管課、また、団員が所属する学校の校長に、事前に必ず報告・相談すること。

・真にやむを得ない場合と判断して参加する場合、考えられる最大限の感染防止対策を徹底することはもちろん、参加する団員の保護者の同意を必ず得た上で、各単位団及び各競技団体の責任の下、慎重に判断すること。

・県外との往来や県外チームとの交流を行った場合には、ウイルス検査の実施や十分な健康観察の徹底を図るなど感染防止対策に万全を期すこと。

(※帰県後のウイルス検査の実施については、県教育庁保健体育課の「全国大会等出場校感染検査支援事業」の活用も可能。健康観察・自宅待機期間については、当該教育委員会や校長の指示に従い、他の児童生徒や教職員等と接触しないように配慮すること。)

- (11) 県内での活動については、県内の大会等への参加、また、県内チーム同士の練習試合等の他団との交流は、原則、当面の間実施しないこと。

・宿泊を伴う活動(合宿等)も、当面の間実施しないこと。

・地域の感染状況や当該スポーツ少年団の活動内容に応じて、感染リスクの高い活動を一時的に制限することも含め検討するなど、各単位団における感染症への警戒をより強化すること。

- (12) 中央競技団体は、随時「競技別ガイドライン」の改訂を進めており、その動向を常に注視し、最新の感染防止策を講じること。
- (13) このほか、市町村の教育委員会やスポーツ振興主管課が、新型コロナウイルス対応に係る方針を定めた場合には、その方針の順守を最優先すること。

※アンダーライン部分が、今回の主な変更点